

58歳に

なられる方へ

前号でもお知らせしていますが、退職後の生活設計の一助としていただくため、今年度から58歳になられる在職中の組合員の方(昭和25年4月2日以後に生まれた方)へ『年金見込額等のお知らせ』を送りしています。

順次、誕生日の前月になりましたら、所属所へお送りしますので、お手元に届きましたら、記録の確認を行ってください。

なお、当該お知らせによる年金見込額は、将来受給要件を満たすことを前提に一定の条件で算定したものですので、実際の年金額とは異なります。さらに今後の法律改正や物価スライドによっても変更となります。

また、年金額の試算については、下記の全国連合会のホームページから行うこともできますので、ご利用

ください。

**全国市町村職員共済組合連合会の
ホームページのご案内**

平成19年4月から二元的処理が開始され、奈良県市町村職員共済組合では今までどおり年金に関する各種手続き、相談業務を行っていますが、共済年金の決定・支払については全国連合会で行われています。

全国連合会のホームページでは、①年金制度の解説、②年金手続きの案内、③年金自動計算(年金額の試算)、④よくある質問、⑤どこでも年金相談サービス、⑥各種申請書のダウンロード等が利用できます。
※ホームページアドレスは2ページを参照ください。



年金見込額等のお知らせ

このお知らせは、これまでの年金加入記録を基にあなたの年金見込額を計算したものです。このため、実際の年金額は、この見込額を基に算定します。なお、開封のシールも併せてご覧ください。

平成29年4月20日作成
 発行者 082543050
 印刷所 0455000099
 印刷機番 77750005
 発行所 01111222222
 西暦 〇〇年

お送り先
 奈良県 橿原市
 大久保町30番1
 奈良県市町村職員共済組合
 年金課
 0744-254306

『年金見込額等のお知らせの長方(印刷)』について
 1. 通知(年金見込額)は、組合員ごとの年金見込額を基に算定したものです。このため、実際の年金額は、この見込額を基に算定します。
 2. この年金見込額等のお知らせは、あなたの年金見込額を基に算定したものです。
 3. 実際の年金額は、あなたの年金見込額を基に算定したものです。
 4. 〇〇からは、年金見込額(年金見込額)を算定したものです。

1 支給開始年齢

60 歳

2 これまでの共済組合加入履歴 ※別表をご確認ください。(一)表示しきれない場合は省略します。

※ 記載された内容に誤りがある場合は、お申し込みの際に必ずお知らせください。

期間(月)	加入期間	月給
昭和25年4月1日～昭和25年3月31日	156 月	
昭和25年4月1日～平成20年3月31日	264 月	
平成21年4月1日～平成21年3月31日	12 月	
平成22年4月1日～平成22年3月31日	12 月	
平成23年4月1日～平成23年3月31日	12 月	
平成24年4月1日～平成24年3月31日	12 月	
平成25年4月1日～平成25年3月31日	12 月	
平成26年4月1日～平成26年3月31日	12 月	
平成27年4月1日～平成27年3月31日	12 月	
平成28年4月1日～平成28年3月31日	12 月	
平成29年4月1日～平成29年3月31日	12 月	
合計	60 月	

① 『期間(月)』欄には「地方」区、市町村に加入した期間を記載しています。
 ② 『加入期間(月)』欄には「加入期間(月)の異なる月の数×月の長さ(月)で算定した期間を記載しています。

3 これまでの加入記録に応じた年金見込額等

【組合員期間の月数】

これまでの組合員期間の月数	60 月
(平成15年3月までの組合員期間の月数)	(30 月)
(平成15年4月からの組合員期間の月数)	(60 月)

① 『5年継続条件(誕生日の前日)』の異なる月の数×月の長さ(月)で算定した期間を記載しています。

【平均給料月額・平均給料月給】

平均給料月額(平成15年3月まで)	300,000 円
平均給料月額(平成15年4月から)	700,000 円

① 『5年継続条件(誕生日の前日)』の異なる月の数×月の長さ(月)で算定した期間を記載しています。
 ② 『平均給料月額は組合員期間の平均月給、平均給料月額は組合員期間の平均月給と異なる月の数の平均月給を基に算定しています。

【年金見込額】

この年金見込額は、上記の組合員期間の月数、平均給料月額・平均給料月給と、法律で定められた給付率により算定しています。

	平均給料(前期)月給	給付率	組合員期間の月数
厚生年金給付部分の額	(360,000 円 × 7.155 / 1000 × 360 月)		
	+ (700,000 円 × 5.481 / 1000 × 60 月)		
	=		115 万円分
職域年金給付部分の額	平均給料(前期)月給	給付率	組合員期間の月数
	(360,000 円 × 1.425 / 1000 × 360 月)		
	+ (700,000 円 × 1.008 / 1000 × 60 月)		
	=		23 万円分
合計(①+②)			138 万円分(注) (注) 注釈欄の欄は省略されています。

4 ⑥の最終日まで加入された場合の算定結果

【組合員期間の月数】

⑥ 最終日まで加入された場合の組合員期間の月数	445 月
(平成15年3月までの組合員期間の月数)	(360 月)
(平成15年4月からの組合員期間の月数)	(85 月)

① 『5年継続条件(誕生日の前日)』の異なる月の数×月の長さ(月)で算定した期間を記載しています。

【平均給料月額・平均給料月給】

平均給料月額(平成15年3月まで)	360,000 円
平均給料月額(平成15年4月から)	700,000 円

① 『5年継続条件(誕生日の前日)』の異なる月の数×月の長さ(月)で算定した期間を記載しています。
 ② 『平均給料月額は組合員期間の平均月給、平均給料月額は組合員期間の平均月給と異なる月の数の平均月給を基に算定しています。

【年金見込額】

この年金見込額は、上記の組合員期間の月数、平均給料月額・平均給料月給と、法律で定められた給付率により算定しています。

	平均給料(前期)月給	給付率	組合員期間の月数
厚生年金給付部分の額	(360,000 円 × 7.155 / 1000 × 360 月)		
	+ (700,000 円 × 5.481 / 1000 × 85 月)		
	=		124 万円分
職域年金給付部分の額	平均給料(前期)月給	給付率	組合員期間の月数
	(360,000 円 × 1.425 / 1000 × 360 月)		
	+ (700,000 円 × 1.008 / 1000 × 85 月)		
	=		24 万円分
合計(①+②)			148 万円分(注) (注) 注釈欄の欄は省略されています。